

大湊の景観づくりに関するルール

～心に残る豊かな自然、歴史資源が点在する魅力ある大湊を育てよう～



平成27年4月

青森県むつ市

はじめに

私たちが日ごろから目にしている「緑・水辺・山並みなどの自然」や「道路・建物などの街並み」を一体的に眺め、その感じた様子のことを『景観』と言います。

本市では、平成 21 年に、「旧大湊水源地水道施設」が国の重要文化財として指定を受けました。これを受け、市では重要文化財、景観を活かした大湊地区におけるまちづくり構想書である「北の防人大湊づくり構想書（素案）」を市民の方々とともに作成し、その目標の実現のために都市再生整備計画を活用した水源池公園周辺の整備が進められています。

本ルールは、大湊地区の恵まれた自然環境や歴史遺産の保全と継承を図りながら、地区の特色を活かした魅力ある景観形成を進めていくため作成したものです。

目 次

1. 景観づくりの方針.....	1
1-1. 景観づくりの基本目標.....	1
1-2. 景観づくりの基本方針.....	1
1-3. 地区の景観構成.....	2
2. 景観ルール.....	3
2-1. 景観軸（国道338号、国道338号バイパス沿い）のルール.....	3
2-2. 景観拠点（大湊駅周辺、水源池公園周辺）のルール.....	6
2-3. 景観ゾーン（住宅地など地区全体）のルール.....	8
3. 景観づくりの役割.....	10
3-1. 市民・地域、事業者の役割.....	10
3-2. 行政の役割.....	10

1. 景観づくりの方針

1-1. 景観づくりの基本目標

～心に残る豊かな自然、歴史資源が点在する魅力ある大湊を育てよう～

大湊地区は釜臥山、大湊湾などに代表される豊かな自然と歴史ある街並みや建造物が重なりあい、「自然」・「歴史・文化」・「街」が調和した個性ある景観特性を有しています。

このような美しい景観をかけがえのない資産として次世代に引き継ぎ、心が和むような大湊ならではの癒される景観づくりを上記の基本目標のもと、積極的に景観形成に努めましょう。

1-2. 景観づくりの基本方針

基本目標を達成するため、景観を「守る」「育てる」「活かす」ことを基本方針とし、良好な景観の形成に取り組みましょう。

基本方針①

- 【守る】**
- ・釜臥山、大湊湾などの豊かな自然景観を守る
 - ・豊かな自然と調和した住む方にとっても心地よい街並み景観を守る

釜臥山、大湊湾などの自然景観は、地域の財産として愛着と誇りを持ち、また、訪れる人々の心を癒す景観として、次世代へと引き継いでいくべきであると考えます。そのため、これらの豊かな自然景観と地域住民の生活環境が調和した、心地よい景観を保全しましょう。

基本方針②

- 【育てる】**
- ・景観を阻害している要因を改善し、より良い街並みを育てる
 - ・眺望スポットなど、地区特有の景観を楽しめる空間を育てる
 - ・住民自らが景観づくりに参加するような地域を育てる

商店街や住宅地に見られる空き家や空き地、管理されていない看板や幅員の狭い道路など、景観を阻害する要因がいくつか存在します。このような要因を改善し、良好な街並みを育てていくとともに、地区の特徴ある景観を味わうことができる眺望スポット（視点場）の創出に努めましょう。

また、景観づくりに対して地域の住民が自発的に参加し、地域が一体となって取り組むことができるような地域づくりを進めましょう。

基本方針③

【活かす】

- 地区のシンボルである自然景観を観光・交流に活かす
- 歴史的な景観資源を活かす

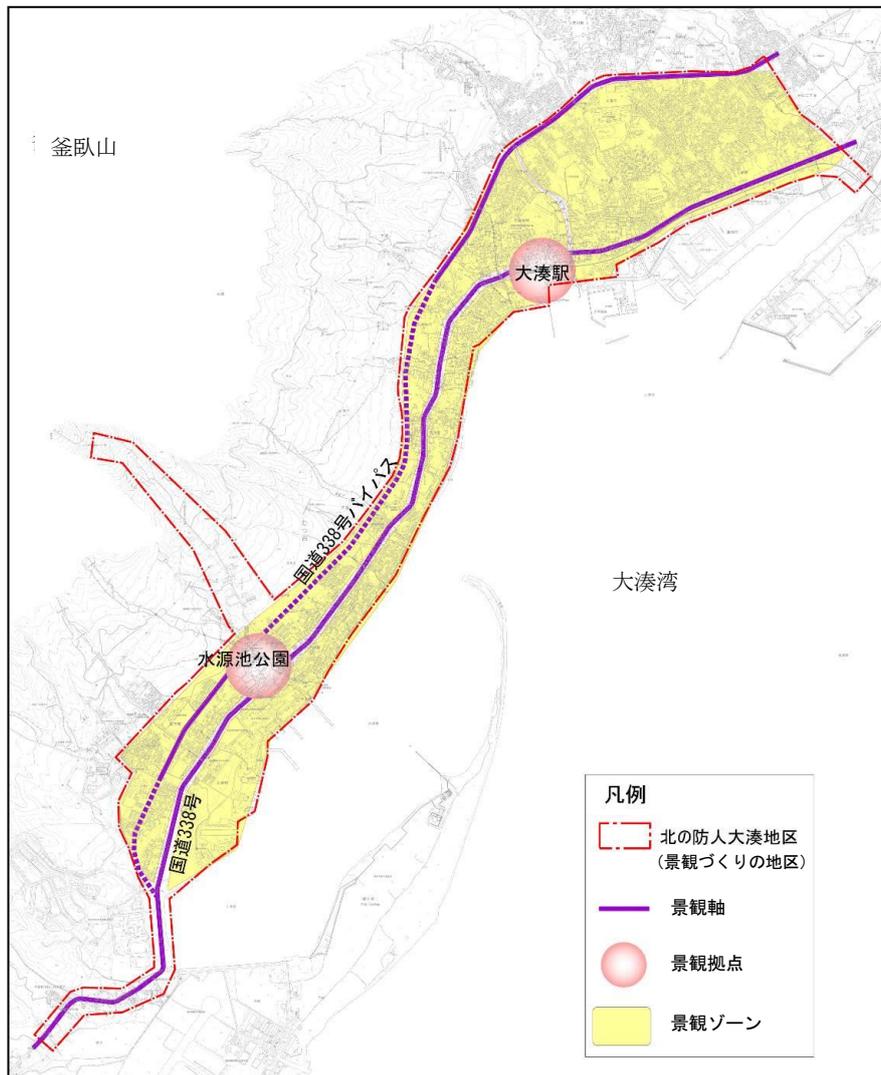
豊かな自然環境、歴史的な文化財などの景観資源は、本市の重要な観光・交流資源でもあります。これらの資源を有効に活用することにより、観光集客の向上、地域交流の活性化などにつなげていきましょう。

1-3. 地区の景観構成

本地区の中央には国道 338 号が通り、国道 338 号バイパスも一部供用されています。地区の東側には鉄道の玄関口である大湊駅が立地し、西側には市民の憩いの場となっている水源池公園が整備されています。

ここでは、これらの道路（景観軸）、場所（景観拠点）、市民が生活する住宅地（景観ゾーン）を景観構成要素とし、景観を守り、育て、活用するための景観ルールを構成要素別に整理します。

図 大湊地区の景観構成



2. 景観ルール

2-1. 景観軸（国道 338 号、国道 338 号バイパス沿い）のルール

大湊地区の骨格道路である国道 338 号と国道 338 号バイパスは、沿道に店舗や公共施設などさまざまな建築物が立ち並び、住民にとって日常生活に欠かすことのできない道路となっています。また、一部では桜並木などの植樹により、緑豊かな沿道景観が形成されています。

景観軸の景観づくり【その1】 沿道の建築物は大湊にふさわしいものにしましょう

幹線道路の景観は、沿道の建築物も重要な景観要素となります。沿道の建築物が景観の阻害要因とならないよう、その位置やデザイン等に配慮しましょう。

景観軸の景観づくりの ルール1	沿道の建築物の外壁、屋根の色彩はなるべく原色を避け、周辺の景観と調和させる
<p>沿道にどのような建築物が建ち並んでいるのか、建築物の色やデザインは、まちの印象を決める重要な要素です。</p> <p>建築物の新築・改築・修繕などにあたっては、周辺景観との調和に配慮した落ち着いた外壁、屋根の色彩とし、品格ある建築物となるよう心がけましょう。</p>	

景観軸の景観づくりの ルール2	沿道の店舗は周辺の自然景観に配慮し、派手なデザイン、装飾等は避ける
<p>国道沿いには様々な店舗が建ち並んでいますが、これらの店舗が地区にふさわしくない派手な色彩や装飾をしていた場合、落ち着いた景観とは言えません。</p> <p>必要以上に派手なデザインや装飾をしないようにし、落ち着いた沿道景観を創出しましょう。</p>	

景観軸の景観づくりの ルール3	ゆとりある景観確保のため、外壁は道路、敷地境界から可能な限り後退させる
<p>国道 338 号は交通量が多く、大湊駅周辺では幅員も狭いことから、歩行者のための十分な歩行空間が確保されていません。</p> <p>このような交通環境を改善するとともに、ゆとりある沿道景観を確保するため、沿道建築物を後退するなどの工夫をしましょう。</p>	
	

景観軸の景観づくり【その2】 魅力ある道路空間を創出しましょう

幹線道路の景観を魅力的なものにするためには、建築物や街路樹のほか、道路に付帯する設備にも配慮することが必要です。

景観軸の景観づくりの ルール4	沿道の既存の街路樹や桜並木などの自然景観を適切に管理する
<p>沿道のまとまりのある連続したみどりは、景観的に印象深く、環境面での効果も与えてくれる貴重な存在です。しかしながら、これらのみどりを適正に維持管理しなければ、景観を阻害する要因になりかねません。</p> <p>このみどりの景観を維持するため、自主的な清掃活動等のほか、地域での維持管理に取り組みましょう。</p>	
	

景観軸の景観づくりの ルール5	街灯、電柱、ガードレールなどは可能な限り景観に配慮する
<p>沿道景観を魅力的なものにするためには、道路空間そのもののしつらえに配慮することが必要です。街灯、電柱、交通安全施設のデザイン等を工夫し、沿道景観の品格を高めましょう。</p>	
	

本地区の国道からは釜臥山や大湊湾など、特有の景観を眺望できます。ふと立ち止まったり、車を止めたりして景観を楽しめる視点場をつくり、地区の魅力を高めましょう。

景観軸の景観づくりの
ルール6

眺望を楽しめるスペース（視点場）を確保する

国道沿道からは、本地区の魅力である自然や街並みの景観を楽しむことができます。その景観を落ち着いて、じっくり堪能できるような「景観の視点場」を確保しましょう。



2-2. 景観拠点（大湊駅周辺、水源池公園周辺）のルール

大湊駅は本地区の鉄道の玄関口として多くの観光客に利用されています。また、水源池公園周辺は明治時代からの建造物などにより歴史的景観が形成され、緑豊かな公園の自然環境や周辺環境と調和しています。

景観拠点の景観づくり【その1】 大湊駅周辺の建築物は本地区の玄関口にふさわしいものにし ましょう

商店街に空き店舗があると賑わいが失われ魅力のないものに見え、景観の阻害要因となってしまいます。空き店舗の対策を図るとともに、商店街、大湊駅周辺が地区の顔となるような景観づくりに努めましょう。

景観拠点の景観づくりの ルール1

空き店舗等の適正な維持管理と有効活用に努める

大湊駅周辺には様々な店舗からなる商店街が形成されていますが、現状では空き店舗が見られ、シャッターが下りたままの風景が景観の阻害要因となっています。

このような空き店舗の活用を図るとともに、商店街の景観的な改善に努めましょう。



景観拠点の景観づくりの ルール2

店舗の看板等は可能な限り意匠に配慮する

商店街や沿道には看板や広告物等が見られますが、これらが必要以上に氾濫すると、景観を損ねて落ち着きのない街になってしまいます。

看板や広告物等を必要以上に設置しないようにし、設置する場合には位置やデザイン等に配慮しましょう。



景観拠点の景観づくりの
ルール3

大湊駅は訪れる方々をおもてなしするようなデザインに配慮する

大湊駅は多くの観光客に利用されており、大湊を観光する出発点となる場所です。訪れる方々に大湊を印象付ける景観づくりを進め、情報案内をスムーズに提供できる仕組みづくりに努めましょう。



景観拠点の景観づくり【その2】 水源池公園周辺の自然景観、周辺の歴史的景観を保全しましょう

歴史遺産は大湊の歴史を知るための手がかりとなり、地区の景観をさらに印象深いものにしてくれます。今後、この遺産を受け継ぐとともに、それらの周辺では遺産の存在が引き立ち、調和するような景観づくりに努めましょう。

景観拠点の景観づくりの
ルール4

水源池公園の維持管理を徹底し、魅力ある場所として活用する

豊かな自然と歴史を併せ持つ水源池公園は、市民、観光客に幅広く利用され、魅力ある景観が楽しめる拠点として適正に管理されています。将来もこの景観を維持・活用していくため、市民、地域、行政が一体となって維持管理に取り組みましょう。



景観拠点の景観づくりの
ルール5

収蔵庫や旧女子寮などの歴史的な文化財周辺の建築物は、その雰囲気損ねないような落ち着いた色彩に配慮する

水源池公園周辺に点在する歴史的な文化財は、本地区の財産として適正に管理し、活用していきます。このような文化財の景観を保全するためには、周辺に立地する住宅等の建築物を含めて考えていくことが必要です。

周辺の建築物については、文化財と調和するような色彩等に配慮しましょう。



2-3. 景観ゾーン（住宅地など地区全体）のルール

住宅地は釜臥山と大湊湾に挟まれ、この広大な景観要素が住宅地の街並み景観に溶け込んでいます。また、住宅地には狭小な道路や空き家などがありながらも、大湊らしさを感じられる坂道や湧き水などの資源が残されています。

景観ゾーンの景観づくり【その1】 住宅などの建築物は大湊にふさわしいものにしましょう

建築物の新築・改築・修繕の際には、周辺景観との調和に配慮した形態・色彩・素材や、付属施設の修景や緑化を行うなど、大湊らしさを感じる建築物となるよう心がけましょう。

景観ゾーンの景観づくりの ルール1	住宅地内の空き家・空き地の維持管理を徹底する
<p>住宅地内には空き家や空き地が見られ、景観の阻害要因となっています。</p> <p>このような空き家や空き地の維持管理を徹底し、住宅地の景観的な改善に努めましょう。</p>	

景観ゾーンの景観づくり【その2】 身近な景観資源の維持管理に取り組みましょう

住宅地内には湧き水や坂道などの古き良き景観資源が数多くあります。それらの資源を維持管理するとともに、身近にできる取り組みによって地域の魅力の向上に努めましょう。

景観ゾーンの景観づくりの ルール2	大湊らしさが残る湧き水や坂道はすべての人が楽しめる 景観資源として活用する
<p>住宅地内に点在する湧き水や坂道は重要な景観資源です。しかしながら、その認知度は高くなく、名称や歴史的な経緯が埋もれかけています。この資源を適正に管理するとともに、多くの方に知ってもらえるように活用しましょう。</p>	

景観ゾーンの景観づくりの
ルール3

道路沿道は草花による緑化に努め、象徴的な自然景観を
保全する

住宅などの道路側の表情は、重要な景観要素です。

市民一人ひとりから取り組むことができる住宅周辺や地区の緑化に努めましょう。



(イメージ)

3. 景観づくりの役割

景観づくりは市民・地域、事業者、行政が主体となります。良好な景観形成を実現するためには、市民・地域、事業者、行政が共通の目標を持ち、それぞれの役割を認識しながら協働して取り組むことが必要です。

3-1. 市民・地域、事業者の役割

市民・地域、事業者の役割としては、景観形成のためのルールづくりへの参加、ルールの遵守、身近な景観形成への取り組みを行うことなどがあげられます。

景観形成の取り組みについては、市民一人ひとりがすぐに取り組めるもの、長期的な視点で取り組むものを検討しながら、地域で一体となって取り組みます。

すぐに取り組めるもの	長期的に取り組むもの
<ul style="list-style-type: none">・大湊に何がふさわしいか検討する・住宅周辺の緑化・地域での清掃活動への参加・空き地の草刈りなどの管理・景観資源マップの作成 など	<ul style="list-style-type: none">・住宅等の新築、建替え時の周辺景観への配慮・人が集まるような景観スポットづくり・視点場の検討 など

3-2. 行政の役割

行政の役割としては、住民の景観づくりに関する支援・情報発信、市民の意識啓発、景観形成に関する施策の推進等があげられます。

市民・事業者による主体的な活動に対して積極的に支援を行うとともに、先導的に良好な景観の形成に取り組めます。

すぐに取り組めるもの	長期的に取り組むもの
<ul style="list-style-type: none">・水源池公園周辺の歴史的景観の整備・市民、団体等との協働による清掃活動 など	<ul style="list-style-type: none">・道路附帯施設の管理・視点場の設置・街路樹、桜などの設置計画 など

大湊の景観づくりに関するルール

平成 27 年 4 月

むつ市建設部都市政策課

〒035-8686 むつ市中央一丁目 8 番 1 号

電話 0175-22-1111

FAX 0175-22-9718

Email toshiseisaku@city.mutsu.lg.jp